別紙

日本学生支援機構奨学金の概要

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">給付奨学金
（原則返還不要）</td><td colspan="2">貸与奨学金
（返還が必要）</td></tr>
<tr><td>第一種</td><td>第二種</td></tr>
<tr><td colspan="2">利子の有無</td><td>ー</td><td>利子なし</td><td>利子あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">支給または貸与月額</td><td colspan="2">学校の種別（大学・専修学校等）、設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅・自宅外）による</td><td>2～12万円の中から選択</td></tr>
<tr><td rowspan="6">採用基準</td><td rowspan="3">学力基準</td><td>①・②のいずれかを満たす者。</td><td>①を満たす者</td><td rowspan="3">高校における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等</td></tr>
<tr><td colspan="2">①高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均が、５段階評価で３．５以上</td></tr>
<tr><td>②（①に該当しない場合）
将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学習意欲を有すること</td><td>経済的に極めて修学が困難な者には、学力基準の緩和あり（※1）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">家計基準</td><td>①・②の両方を満たす者</td><td colspan="2" rowspan="3">生計維持者の年収・所得金額等から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。（下表の目安参照）
ただし、第一種奨学金は家計基準の特例あり。（※2）</td></tr>
<tr><td>①申込者と生計維持者の市町村民税所得割額が非課税又はそれに準ずる世帯と認められること（下表の目安参照）</td></tr>
<tr><td>②申込者と生計維持者の資産の合計が基準額未満であること
生計維持者が1人の場合：1,250万円未満
生計維持者が2人の場合：2,000万円未満</td></tr>
</table>

（※1）①住民税非課税世帯の人②生活保護受給世帯の人③社会的養護を必要する人　のいずれかに該当し、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがある等として学校から推薦されれば、第一種奨学金の学力基準を満たすものとして扱う。

（※2）①住民税非課税世帯の人②生活保護受給世帯の人③社会的養護を必要する人　のいずれかに該当すれば、家計基準を満たすものとして扱う。

【収入・所得の上限額の目安（４人世帯の場合）】　表中の数字はあくまで目安です。世帯構成等により上限額は異なります。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">給付奨学金</td><td colspan="3">貸与奨学金</td></tr>
<tr><td>第Ⅰ区分</td><td>第Ⅱ区分</td><td>第Ⅲ区分</td><td>第一種</td><td>第二種</td><td>併用貸与(※3)</td></tr>
<tr><td>給与所得者の世帯
（年間の収入金額）</td><td>271万円</td><td>303万円</td><td>378万円</td><td>747万円</td><td>1,100万円</td><td>686万円</td></tr>
<tr><td>給与所得者以外の世帯
（年間の所得金額）</td><td>182万円</td><td>212万円</td><td>287万円</td><td>349万円</td><td>692万円</td><td>306万円</td></tr>
</table>

※3　併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを言う。